

# 高知県における地域振興立法5法指定地域の状況等一覧

都道府県	市町村	農業地域類型区分				5法指定地域の状況					
		都市	平地	中間	山間	特農	過疎	山村	半島	離島	
高知県	34市町村	高知市					一部	一部	一部		
		室戸市					全部	全部	一部		
		安芸市					全部	全部	一部		
		南国市					一部		一部		
		土佐市					一部				
		須崎市					一部	全部	一部		
		宿毛市					全部		一部	全部	一部
		土佐清水市					全部	全部	一部	全部	
		四万十市					全部	一部	一部	一部	
		香南市					一部	一部	一部		
		香美市					一部	全部	一部		
		東洋町					全部	全部	一部		
		奈半利町					全部	全部			
		田野町						全部			
		安田町					全部	全部			
		北川村					全部	全部	全部		
		馬路村					全部	全部	全部		
		芸西村					一部		一部		
		本山町					全部	全部	全部		
		大豊町					全部	全部	一部		
		土佐町					全部	全部	一部		
		大川村					全部	全部	全部		
		いの町					全部	一部	一部		
		仁淀川町					全部	全部	一部		
		中土佐町					全部	全部			
		佐川町					一部		一部		
		越知町					全部	全部	一部		
		梶原町					全部	全部	全部		
		日高村					一部				
		津野町					全部	全部	一部		
		四万十町					全部	全部	一部		
		大月町					全部	全部		全部	
		三原村					全部	全部	全部	全部	
		黒潮町					全部	全部	一部	一部	

注1)「市町村」とは、平成20年1月1日現在の市町村です。

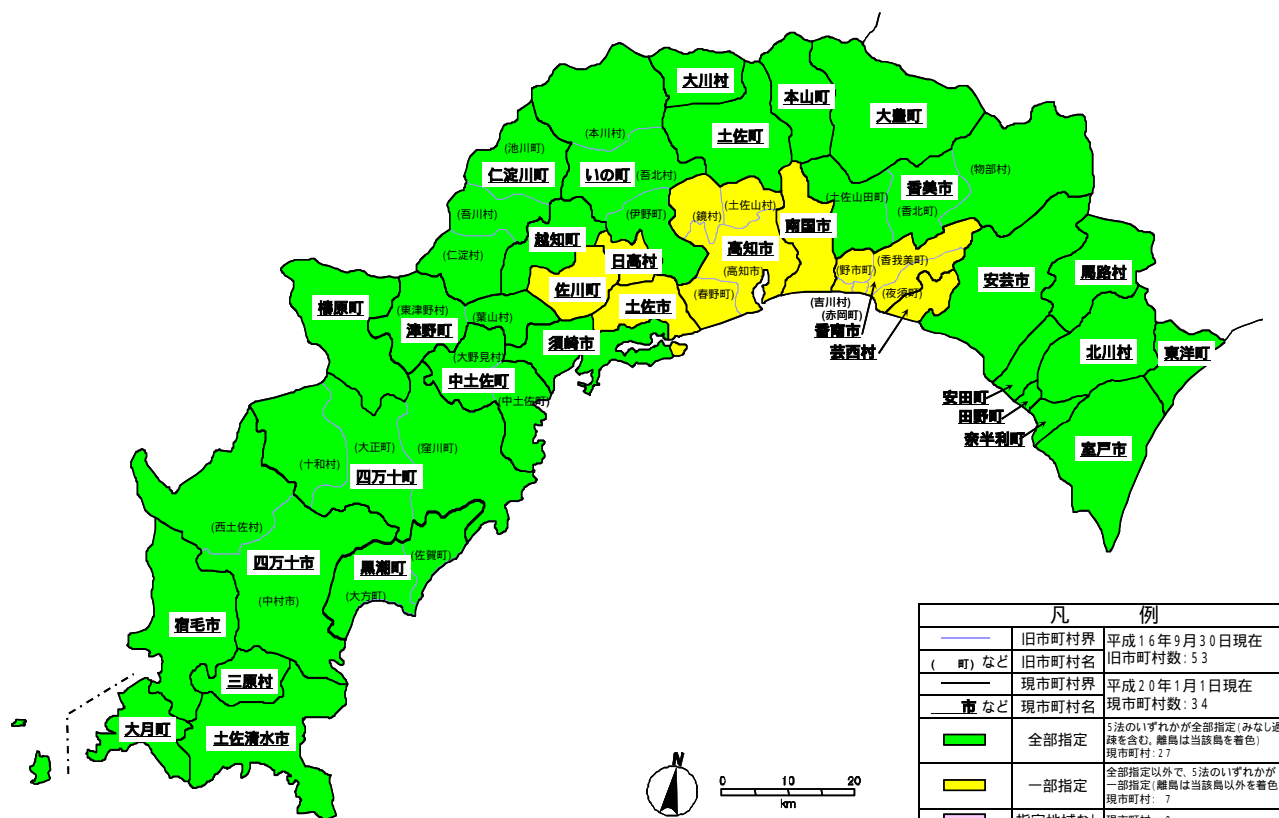
注2)「農業地域類型区分」とは、農林統計に用いる地域区分であり、地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市区町村を区分したものです。上表は、平成17年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる旧市区町村別に設定された農業地域類型です。

注3)「5法指定地域の状況」とは、平成22年4月1日現在における地域振興立法5法の指定地域の状況です。

## 高知県

### 地域振興立法5法地域指定状況(現市町村別)

平成22年4月1日現在



凡 例		
旧市町村界	平成16年9月30日現在	
( 町 ) など	旧市町村名	旧市町村数: 53
現市町村界	平成20年1月1日現在	
市 など	現市町村名	現市町村数: 34
全部指定	5法のいずれかが全部指定(みなし過疎を含む。離島は当該島を着色) 現市町村: 27	
一部指定	全部指定以外で、5法のいずれかが一部指定(離島は当該島以外を着色) 現市町村: 7	
指定地域なし	現市町村: 0	